

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(水)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封していますので、次のいずれかの方法で納付してください。(なお、納付書を紛失された方は西尾張県税事務所へお問合せください。)

納付場所および納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店

- ・Pay・easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM
- ・インターネット環境でのクレジットカードによる納付(コンビニ等の窓口ではご利用できません。)
- ・スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay およびPayB)による納付(コンビニ等の窓口ではご利用できません。)

- ※コンビニエンスストア、MMK設置店、スマートフォン決済アプリによる納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りま

その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

なお、令和4年度から口座振替により納税いただいた方への領収証書の送付を取りやめました。

問合せ先 西尾張県税事務所
課税第1課 県民税・事業税第2グループ

☎0586(45)3169

🌐<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

町ホームページ



町ホームページ

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。

詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ
LINE Pay・PayPay・PayB
auPAY・FamiPay

問合せ先 役場 収納課 内線120

税を考える週間(11月11日から17日)

これからの社会に向かって



期間中、国税庁ホームページでさまざまな情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

🌐 <https://www.nta.go.jp>



税を考える週間

検索